

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

本市の職員の勤務時間その他の勤務条件については、国・県、ほかの地方公共団体の職員との均衡等を考慮して決められています。

(1) 職員の勤務時間（平成 25 年 4 月 1 日現在）

週の勤務時間	4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分
1 日の勤務時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
休憩時間	正午～午後 1 時
週休日	土曜日及び日曜日
休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始 (12/29～1/3)

※ 勤務部署によっては、勤務時間の開始時刻・終了時刻、休憩時間、週休日等が異なります。

(2) 職員の休暇制度（平成 25 年 4 月 1 日現在）

年次有給休暇	一の年度において 20 日（20 日を限度に前年度分の残日数を繰り越し可）
その他の休暇制度の種類	療養休暇、特別休暇、介護休暇（無給）、組合休暇（無給）、育児休業（無給）、部分休業（無給）、育児短時間勤務、自己啓発等休業（無給）、修学部分休業（無給）